

大臣確認を行った拡散防止措置の実績

令和 7 年 6 月 25 日
文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

会合開催日時	議題、審議案件等	使用する遺伝子組換え生物等				大臣確認を要する主な理由 (二種省令別表第 1)	拡散防止措置の区分	左記の拡散防止措置を執った理由
		宿主の名称及び実験分類	核酸供与体の名称及び実験分類	ベクター	遺伝子組換え生物の特性と使用の態様			
第 158 回委員会 (R7.5.27)	重症熱性血小板減少症候群ウイルス(SFTSV)とハートランドウイルス(HRTV)の一回感染性粒子の作製とワクチン効果の評価 (東京大学) ※	Severe fever with thrombocytopenia syndrome virus、Heartland virus (クラス 3) 大腸菌 (クラス 1)	Severe fever with thrombocytopenia syndrome virus、Heartland virus (クラス 3) Encephalomyocarditis virus、Hepatitis C virus、Influenza virus (高病原性株を除く。)(クラス 2) オワンクラゲ、トゲオキヒオドシエビ、ホタル、ウミシイタケ、海生カイアシ類、ヒト、イソギンチャクモドキ、アザミサンゴ、 <i>Rhodopseudomonas palustris</i> 、キッカサンゴ、トゲクボミコモンサンゴ、スナギンチャクサンゴ、サンゴイソギンチャク、サンゴ、ニホンウナギ、ナメクジウオ、 <i>Thosea asigna</i> virus (クラス 1)	pRF 42、pPolIV、pCAGGS、pKS336、pTM1	大腸菌を用いて重症熱性血小板減少症候群ウイルスとハートランドウイルスの cDNA に変異やレポーター遺伝子等を導入したプラスミドを培養細胞に共導入し、一回感染性粒子を作出する。また、作出した一回感染性粒子を培養細胞や実験動物(マウス)に感染させる。	1-ハ 3-イ	P2 P2A	宿主および核酸供与体の実験分類や作出された遺伝子組換え生物等の病原性・感染性等を考慮して P2、P2A の拡散防止措置を執る。
	外来遺伝子を発現する遺伝子組換え鳥パラミ	Vaccinia virus (DIs 株及び	Influenza virus の高病原性株 (クラス 3)	pCR-XL-TOPO、pCR-Blunt II -	大腸菌を用いて鳥パラミクソウイルス 2 型及	1-二 1-ヘ	P2 P3	宿主および核酸供与体

	クソウイルス 2、10 型ワクチンの作製（農業・食品産業技術総合研究機構）※	LC16m8 株を除く。）、Avian paramyxovirus（クラス 2）大腸菌（クラス 1）	Hepatitis D virus、Avian paramyxovirus、Influenza virus（高病原性株を除く。）（クラス 2）T7 バクテリオファージ、ニワトリ（クラス 1）	TOPO、pCAGGS.MCS、pSL1180	び 10 型の全長ゲノムに鳥インフルエンザウイルスの HA、NA 遺伝子またはニワトリ由来のサイトカイン遺伝子を導入したプラスミドを増幅させ、組換え鳥パラミクソウイルスを作出する。また、作出した各種組換え鳥パラミクソウイルスを発育鶏卵で増幅し、培養細胞や実験動物（鶏、発育鶏卵）に感染させる。	3-イ	P3A	の実験分類や作出された遺伝子組換え生物等の病原性・感染性等を考慮して P2、P3、P3A の拡散防止措置を執る。
	表面糖蛋白質組換え水疱性口内炎ウイルスの作製と培養細胞における性状解析（京都大学）※	Vesicular stomatitis Indiana virus（クラス 2）大腸菌（クラス 1）	（申請者の希望により非公表）	pCA7、pcDNA3.1/Zeo	（申請者の希望により非公表）	1-イ 1-□ 1-へ	P1 P2	宿主および核酸供与体の実験分類や作出された遺伝子組換え生物等の病原性・感染性等を考慮して P1、P2 の拡散防止措置を執る。
非公表 2 件								

※ 令和 7 年 3 月 21 日に研究二種省令及び研究二種告示を改正した。※のついた事項は、改正附則に基づく経過措置（令和 7 年 6 月 30 日まで）により、改正前の省令及び告示に沿って申請・確認されたものであることに留意。